

福岡県公報

平成二十八年七月一日
第三千八百五号
増刊
①

目次

規則 (第五十八号・五十九号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

(公園街路課) ……………

告示 (第五百六十三号・第五百六十四号)

○福岡県造林事業補助金交付規程等の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………

○福岡県造林事業交付金交付規程等の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年七月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十八号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第百八条の表福岡県北九州労働者支援事務所の項中「城内七番八号」を「浅野三丁目八番一号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年七月十九日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、

ここに公布する。

平成二十八年七月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十九号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十一号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年七月十六日とする。

告示

福岡県告示第五百六十三号

福岡県造林事業補助金交付規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部改正)

第一条 福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第十六百七十六号)の一部を次のように改正する。

別表三中

補助金の額	補助金の額
当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント
ただし、補助対象事業のうちくぬぎ等造林に係る人工造林事業に要する経費について知事が必要と認めるときは、第2条の補助金に加算して補助するものとす、加算の割合	ただし、補助対象事業のうちくぬぎ等造林に係る人工造林事業に要する経費について知事が必要と認めるときは、第2条の補助金に加算して補助するものとす、加算の割合

を

補助金の額	補助金の額
当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント
ただし、補助対象事業のうちくぬぎ等造林に係る人工造林事業に要する経費について知事が必要と認めるときは、第2条の補助金に加算して補助するものとす、加算の割合	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント

に改める。

は、別表4のとおりとする。この場合の補助金の額は、第2条に基づき補助金の額又は日本政策金融公庫の融資額を差し引いた額とする。

は、別表4のとおりとする。この場合の補助金の額は、第2条に基づき補助金の額又は日本政策金融公庫の融資額を差し引いた額とする。また、別表1において実施した再造林地における人工造林、鳥獣害防止施設等整備について知事が必要と認めるときの補助金の額は、別表7のとおりとする。

別表五の備考を次のように改める。

- (備考) 1 この表で使用する用語の意義は、森林病害虫等防除法（昭和25年3月31日法律第53号）、松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。
- 2 この表は平成29年度までの補助金に適用する。

別表に次の一表を加える。

別表7 再造林対策

事業の区分	補助金の額	備考
人工造林 鳥獣害防止施設等整備	知事が査定した額の15パーセント以内	別表1において実施した再造林地における人工造林、鳥獣害防止施設等整備について補助するものとする。

(福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示の一部改正)

第二条 福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示（平成二十六年一月福岡県告示第八号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県造林事業補助

金交付規程の規定は平成二十八年度分の補助金から適用する。

福岡県告示第五百六十四号

福岡県造林事業交付金交付規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程等の一部を改正する告示

(福岡県造林事業交付金交付規程の一部改正)

第一条 福岡県造林事業交付金交付規程（平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三）の一部を次のように改正する。

別表四の備考を次のように改める。

- (備考) 1 この表で使用する用語の意義は、森林病害虫等防除法（昭和25年3月31日法律第53号）、松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。
- 2 この表は平成29年度までの交付金に適用する。

(福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示の一部改正)

第二条 福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示（平成二十六年一月福岡県告示第九号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は平成二十八年度分の交付金から適用する。